加曽利貝塚グランドデザイン及び史跡整備基本計画策定業務委託　仕様書

１　委託名　加曽利貝塚グランドデザイン及び史跡整備基本計画策定業務委託

２　委託期間　契約締結日の翌日から平成３０年３月２３日（金）まで

３　目的

平成２８年度に策定した「史跡加曽利貝塚保存活用計画書」において、既存施設の活用を前提とした短期的整備と、新博物館の整備を前提とした中長期的整備に区分して加曽利貝塚の史跡整備を進めていくことを示した。この２つの整備が一体的で整合のとれた計画となるよう、以下の２つの業務を行うものである。

（１）加曽利貝塚グランドデザイン策定業務

「史跡加曽利貝塚保存活用計画書」において、加曽利貝塚博物館の移転予定地は史跡の近接地にすることを示した。しかしながら、対象地域には緑豊かな自然環境が多く残るものの、現状では十分に活用できていないことから、対象地域を活性化させるため、加曽利貝塚博物館の移転を前提に、史跡及び特別緑地保全地区の一体的な整備を行うことが求められている。また、これらの整備にあわせて市民等に加曽利貝塚の価値を理解してもらうための取組みは不可欠であり、加曽利貝塚の継続的な発掘調査の実施と、その研究成果を公開するとともに、縄文時代の歴史・文化が体験できる新たな集客の空間とすることも求められている。

そこで、行政・企業・市民等がこの目指すべき将来像を共有し、具現化するための方策を加曽利貝塚グランドデザインとして取りまとめる。

なお、グランドデザインに基づく整備期間は、概ね１０年程度とする。

（２）史跡整備基本計画策定業務

「史跡加曽利貝塚保存活用計画書」において、加曽利貝塚博物館の移転が実現するまでは長期間を要することから、短期的整備として史跡地内にある加曽利貝塚博物館を含めた既存施設や設備を有効活用し、利便性の向上を図ることを示した。この整備を計画的に進める必要があることから、具体的な方策を史跡整備基本計画として取りまとめる。

なお、短期的整備完了までの期間は、概ね４年程度とする。

４　適用範囲

本仕様書は、千葉市（以下「発注者」という。）が発注する「加曽利貝塚グランドデザイン及び史跡整備基本計画策定業務委託」を受託した者（以下「受託者」という。）が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

５　業務概念

本業務を施行するにあたって、受注者は発注者の意図及び目的を十分理解したうえで経験のある最上級の技術者を定め、かつ、適正な人員を配置して、最高技術を発揮できるよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。

６　業務の指示及び監督

（１）受注者は、本業務を施行するにあたり、当該契約に基づき千葉市が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。

（２）受注者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項並びに仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

７　対象地域　　別図参照（千葉市若葉区桜木８丁目地内外）

（１）加曽利貝塚グランドデザイン策定業務

史跡指定地内及びその周辺区域　約５６ｈａ

（２）史跡整備基本計画策定業務

史跡指定地内　約１５ｈａ

８　委託業務の内容

（１）加曽利貝塚グランドデザイン策定業務

平成２８年度に策定した「史跡加曽利貝塚保存活用計画書」で示した中長期的な整備の方針に基づき、市民をはじめ幅広く意見を取り入れながら、目指すべき将来像とそれを具現化するための具体的な方策をグランドデザインとして取りまとめる。新たな博物館の設置を前提とした、史跡及び特別緑地保全地区の一体的な活用を検討することはもちろん、周辺地域の住民や商店等との連携を含めた「まちづくり」の視点を踏まえて検討を行う。

①現況把握と整理分析

加曽利貝塚グランドデザインの策定にあたり、対象地域の現況を把握し、整理分析する。

・上位、関連計画等の収集及び整理
・現地踏査による現況の把握（対象地域及びその周辺地域）
・既存アンケート調査の分析、ワークショップなどによる市民からの意見収集及びその分析
・専門業者（業種は空間デザインやアウトドア企画運営等を想定）へのインタビュー又は意見収集
・先行事例の情報収集

②課題の整理

現況把握と整理分析の結果を踏まえ、目指すべき将来像の推進に向けた解決すべき課題を整理する。

・現在の施設配置や機能等の土地利用からみた課題整理
・自然環境と景観の保全からみた課題整理

・交通ネットワークからみた課題整理
・市民、専門業者等の意見収集からみた課題整理

③加曽利貝塚グランドデザインに関わる検討及び方針設定

課題の整理を踏まえ、対象地域が果たすべき役割を整理し、加曽利貝塚グランドデザインとして取りまとめる方向性を検討し、方針を設定する。

・基本方針の検討と設定
・新たな博物館の設置場所・規模・運営体制の検討と方針設定
・新たな博物館の設置を前提とした史跡の中長期的な整備の検討と方針設定
・将来的な土地利用の検討と方針設定
・縄文の森特別緑地保存地区の活用に関する検討と方針設定
・交通ネットワークの検討と方針設定
・市民、専門業者等から収集した意見の反映

④加曽利貝塚グランドデザインの策定および集客方策の提案

概ね１０年先の新たな博物館の開館を前提に、史跡及び特別緑地保全地区の一体的な活用を見据えた将来構想として、目指すべき将来像とそれを具現化するための具体的な方策を加曽利貝塚グランドデザインとして取りまとめる。

また、対象地域への集客力向上の実現に向けた具体的なソフト事業、多様な主体との連携・協力体制のある事業、「縄文」の特色を活用した方策等について調査・提案を行う。

・対象地域の目指すべき将来像と具現化するための方策の提示
・対象地域のゾーニングの設定とその根拠の提示
・集客力向上の実現に向けたソフト事業等の事例調査及び提案
・実施時期、期間の想定と概算費用の算出

⑤加曽利貝塚グランドデザインのイメージ図の作成

対象地域の将来像を、加曽利貝塚グランドデザインに基づくイメージ図で表現する。

・加曽利貝塚グランドデザインのイメージ図の作成
・ゾーニング別のイメージ図の作成

（２）史跡整備基本計画策定業務

史跡加曽利貝塚保存活用計画書に示したゾーニング及び短期的な整備の方針に基づき、現博物館の活用を前提とした史跡整備の基本計画を策定する。

①現況把握と整理

②短期的な整備内容の検討と方針の設定

・博物館の移転により根本的に見直し必要がある部分については、グランドデザインで検討する。
・３つの野外観覧施設については、グランドデザインで今後のあり方を検討する。

③整備対象とするエリア・施設・設備の抽出

史跡加曽利貝塚保存活用計画書で示したゾーニングに基づき、下記のエリアの整備基本計画を検討する。

・体験学習エリアの整備（現博物館周辺）
・復原集落エリアの整備
・便益施設（休憩施設・トイレ等）の整備
・管理用道路の整備
・園路、サイン、修景、植栽の一部先行整備

④各種基本計画の検討と設定
⑤基本計画図面の作成
⑥工程及び年次計画の立案
⑦概算事業費の算出
⑧事業化に向けた課題の整理

９　業務を進めるうえでの留意事項

（１）採択された企画提案書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。

（２）受注者は文化財の適切な保存や活用に関する専門的知識や、これらを理解したうえで着手する集客手法について、総合的な知見を持ち総括できる人物（プロデューサー）を配置し、必要な意見・助言を求め、業務内容に反映すること。また、意見聴取の内容は千葉市に報告するものとする。

なお、プロデューサーの配置にかかる費用は、必要に応じて別途、受注者と契約するものとする。この場合、契約金額は４，５００，０００円（税込）を上限とする。

（３）受注者は、業務を進めるにあたり、段階的な方向性を決定する際には、それまで実施した調査・検討結果等について、一定の成果を取りまとめ、中間報告として発注者に提出することとする。なお、提出日の詳細や成果の熟度については、発注者と協議のうえ、決定することとする。

（４）加曽利貝塚グランドデザインの策定に関する庁内外の会議や、翌年度の予算編成等において、業務進捗状況についての報告を求めることがあるため、必要な資料を作成すること。

（５）市民や企業等からの意見を聴取する際の呼びかけなどについては、千葉市ホームページなどを利用した周知も可能である。

（６）監督員は業務担当課である文化財課の他、加曽利貝塚博物館、埋蔵文化財調査センターからも選任する。

10　法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書の他、関係法令、規則等を遵守すること。

11　権利関係

（１）本業務における成果物の取扱い

①本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て発注者に帰属する。

②成果物が著作権法（昭和４５年法律第４８条）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下

「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第２１条から第２８条までに規定する権利）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

（２）著作権・知的財産権の使用

①本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

②上記に関わらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りではない。

12　発注者が提供（貸与）できる資料等

・各種（施設）図面類
・加曽利貝塚博物館の利用人数
・市保管の書籍等
・史跡加曽利貝塚保存活用計画書
・史跡加曽利貝塚総括報告書
・加曽利貝塚博物館の現状とあり方の基礎調査報告書
・その他、業務に必要なデータ

13　成果物

（１）報告書　　２０部及び電子データ
（２）報告書概要版　５０部及び電子データ

14　その他

（１）この業務を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

（２）本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務の進捗状況の報告を求めることができるものとする。

別図

業務対象地域図

対象地域図

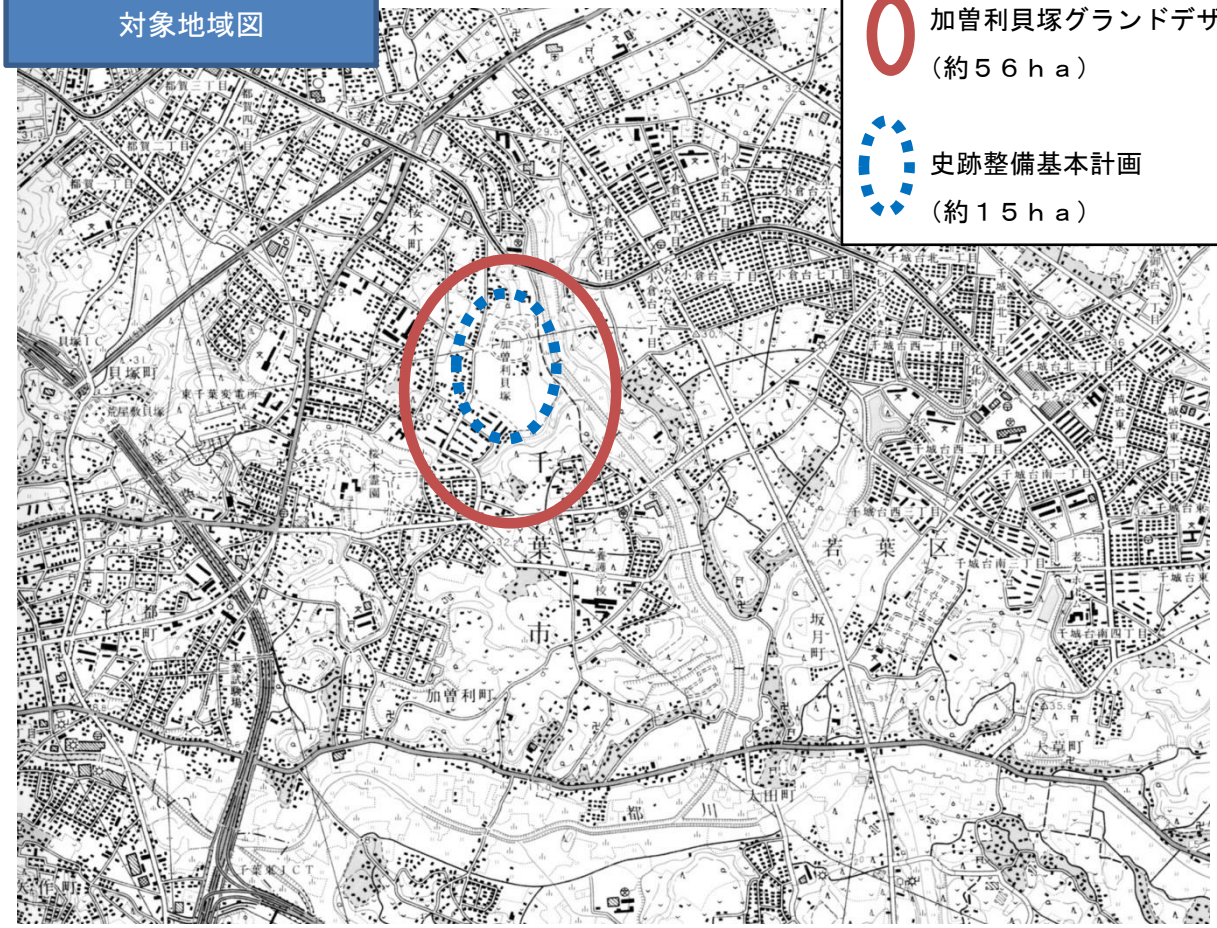
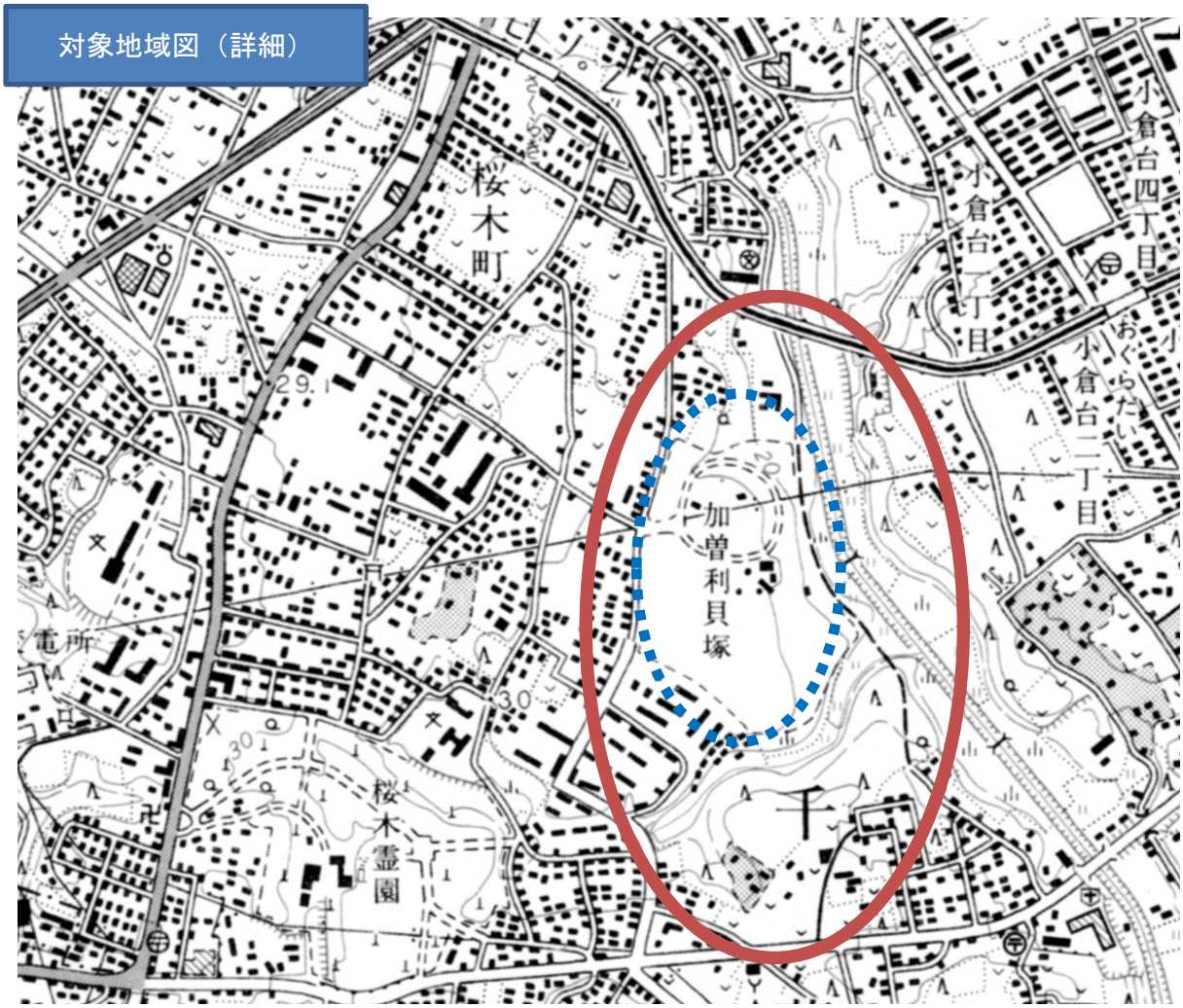
対象地域図（詳細）